

香川喜八朗先生研究業績等

一・注釈書

- 渥美東洋〔編〕『米国刑事判例の動向Ⅰ——合衆国最高裁判所判決「第五修正関係」取調、二重危険禁止条項、刑事免責等」所収

(執筆担当の詳細については後掲の判例評釈を参照)

中央大学出版部

平成 元年 二月

- 「土地管轄の瑕疵の治癒」、「集団の停止規制」、「令状による搜索・差押の範囲(二)」及び「排除法則」

三嶺書房

平成 元年 六月

- 「土地管轄の瑕疵の治癒」、「集団の停止規制」、「令状による搜索・差押の範囲」、「排除法則」、「排除法則——家屋への立ち入り」、「排除法則——所持品検査の手続の違法」、「排除法則——採尿手続の違法による無罪」、「約束自白」及び「接見制限と自白の任意性」

渥美東洋〔編〕『刑事訴訟法基本判例解説〔第三版〕』所収

三嶺書房

平成 八年 一月

● 「職務質問に付随する行為」、「集団の停止規制」、「令状による搜索・差押の範囲(二)」、「土地管轄の瑕疵の治癒」、「排除法則(二)」、「排除法則(三)」、「約束自白」及び「接見制限と自白の任意性」

渥美東洋 〓 椎橋隆幸〔編〕『刑事訴訟法基本判例解説』所収

信山社

平成二四年一月

● 渥美東洋〔編〕『米国刑事判例の動向IV——合衆国最高裁判所判決「第四修正関係」搜索・押収』所収
(執筆担当の詳細については後掲の判例評釈を参照)

中央大学出版部

平成二四年一月

● 「職務質問に付随する行為」、「集団の停止規制」、「排除法則(二)」、「排除法則(三)」、「約束自白」及び「接見制限と自白の任意性」

椎橋隆幸 〓 柳川重規〔編〕『刑事訴訟法基本判例解説(第二版)』所収

信山社

平成三〇年 四月

二・教科書

● 「第六章 取調と弁護権・黙秘権」、「第八章 犯罪発生直後のおよび犯罪予防のための捜査活動」及び「第九章 排除法則」

椎橋隆幸〔編〕『はじめて学ぶ刑事訴訟法』所収

三嶺書房

平成 五年 三月

● 「別件逮捕・勾留と余罪の取調べ」及び「黙秘権」

椎橋隆幸〔編〕『基本問題刑事訴訟法』所収

酒井書店

平成二二年 七月

● 「第七章 取調べと弁護権・黙秘権」、「第九章 犯罪発生直後のおよび犯罪予防のための捜査活動」及び「第

一〇章 違法排除法則」

椎橋隆幸〔編〕『プライマリー刑事訴訟法』所収

不磨書房

平成一七年一月

● 「第七章 取調べと弁護権・黙秘権」、「第九章 犯罪発生直後のおよび犯罪予防のための捜査活動」及び「第

一〇章 違法排除法則」

椎橋隆幸〔編〕『プライマリー刑事訴訟法〔第二版〕』所収

不磨書房

平成二〇年 二月

● 「第七章 取調べと弁護権・黙秘権」、「第九章 犯罪発生直後のおよび犯罪予防のための捜査活動」及び「第

一〇章 違法排除法則」

椎橋隆幸〔編〕『プライマリー刑事訴訟法〔第三版〕』所収

不磨書房

平成二三年 二月

● 「第七章 取調べと弁護権・黙秘権」、「第九章 犯罪発生直後のおよび犯罪予防のための捜査活動」及び「第

一〇章 違法排除法則」

椎橋隆幸〔編〕『プライマリー刑事訴訟法〔第四版〕』所収

不磨書房

平成二四年 三月

- 「第七章 取調べと弁護権・黙秘権」、「第九章 犯罪発生直後のおよび犯罪予防のための捜査活動」及び「第一〇章 違法排除法則」

椎橋隆幸〔編〕『プライマリー刑事訴訟法〔第五版〕』所収

不磨書房

平成二八年 三月

三・学術論文

- 「逮捕に伴う搜索・押収について」

修士論文

昭和五一年 三月

- 「ビーパーによる監視について」

立山龍彦〔編著〕『社会と秩序』所収

東海大学出版会

昭和六一年 三月

- 「自動車に対する無令状搜索・押収（一）」

法学新報九四卷一・一二号

昭和六三年 四月

- 「自動車に対する無令状搜索・押収（二・完）」

法学新報九五卷一・二号

昭和六三年 七月

- 「開かれた社会での排除法則」

高岡法学一卷一号

平成二年 三月

- 「監視とプライバシー」

- 「プレインヴェュー法理の展開」
高岡法学二巻一号
高岡法学四巻一号
平成 三年 三月
平成 四年一〇月
 - 「写真撮影の適法性とコミュニティ・セキュリティ・カメラ」
森下忠ほか〔編〕『日本刑事法の理論と展望——佐藤司先生古稀祝賀（下巻）』所収
信山社
平成一四年 八月
 - 「違法排除法則の新たな展開」
亜細亜法学三八巻二号
平成一六年 二月
 - 「バス車内手荷物検査の法理（その一）」
犯罪と非行に関する全国協議会機関誌九五号
平成一六年 九月
 - 「バス車内手荷物検査の法理（その二・完）」
犯罪と非行に関する全国協議会機関誌九七号
平成一七年 五月
 - 「所持品検査の限界」
法学新報一一二巻一・二号
平成一七年 七月
- 四・判例評釈
- 「〔判例評釈〕 Brewer v. Williams, 45U.S.L.W.4287(1977)」
比較法雑誌一一二巻二号
昭和五四年 三月

- 「(判例評釈) Michigan v. Tyler and Tompkins, 46U.S.L.W.4533(1978)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅰ』所収)
 比較法雑誌一一卷一―二号
 昭和五四年三月
- 「(判例評釈) Franks v. Delaware, 438U.S.154(1978)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
 比較法雑誌一二卷一―二号
 昭和五四年七月
- 「(判例評釈) Delaware v. Prouse, 440U.S.648(1978)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
 比較法雑誌一二卷一―二号
 昭和五四年一二月
- 「(判例評釈) Dunaway v. New York, 442U.S.200(1979)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
 比較法雑誌一二卷二―三号
 昭和五五年三月
- 「(判例評釈) Arkansas v. Sanders, 442U.S.753(1979)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
 比較法雑誌一四卷一―二号
 昭和五五年八月
- 「(判例評釈) Ybarra v. Illinois, 48U.S.L.W.4023(1979)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
 比較法雑誌一四卷一―二号
 昭和五五年八月

- 「(判例評釈) Walter v. United States, 48U.S.L.W.4807(1980)」
(前掲『米国刑事判例の動向IV』所収)
比較法雑誌一四卷二号
(前掲『米国刑事判例の動向IV』所収)
昭和五五年一二月
- 「(判例評釈) Rawlings v. Kentucky, 448U.S.98(1980)」
比較法雑誌一五卷一号
(前掲『米国刑事判例の動向IV』所収)
昭和五六年 九月
- 「(判例評釈) Payton v. New York, 445U.S.573(1980)」
比較法雑誌一五卷二号
(前掲『米国刑事判例の動向IV』所収)
昭和五六年一月
- 「(判例評釈) Rhode Island v. Innis, 446U.S.291(1980)」
比較法雑誌一五卷二号
(前掲『米国刑事判例の動向I』所収)
昭和五六年一月
- 「(判例評釈) Edwards v. Arizona, 49U.S.L.W.4496(1981)」
比較法雑誌一五卷二号
(前掲『米国刑事判例の動向I』所収)
昭和五七年 一月
- 「(判例評釈) Robbins v. California, 49U.S.L.W.4906(1981)」
比較法雑誌一五卷四号
昭和五七年 三月

- 「(判例評釈) New York v. Belton, 49U.S.L.W.4915(1981)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
 比較法雑誌一五卷四号
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
昭和五七年 三月
- 「(判例評釈) Taylor v. Alabama, 50U.S.L.W.4783(1982)」
 比較法雑誌一六卷二号
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
昭和五八年 二月
- 「(判例評釈) Washington v. Chrisman, 455U.S.1(1982)」
 比較法雑誌一七卷一号
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
昭和五八年 六月
- 「(判例評釈) United States v. Knotts, 51U.S.L.W.4232(1983)」
 比較法雑誌一七卷二号
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
昭和五八年 八月
- 「(判例評釈) Oregon v. Bradshaw, 51U.S.L.W.4940(1983)」
 比較法雑誌一七卷二号
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収)
昭和五八年二月
- 「(判例評釈) United States v. Ross, 456U.S.798 (1982)」
 (前掲『米国刑事判例の動向Ⅳ』所収・初出)

- 「判例評釈」 Michigan v. Long, 463U.S.1032(1983)]
 (前掲『米国刑事判例の動向IV』所収・初出)
- 「判例評釈」 New York v. Quarles, 467U.S.649(1984)]
 (前掲『米国刑事判例の動向I』所収・初出)
- 「判例評釈」 United States v. Karo, 468U.S.705(1984)]
 (前掲『米国刑事判例の動向IV』所収・初出)
- 「生活保護法八五条違反の罪の成立要件(最小三決平成三年三月二十九日刑集四五卷三三〇一四三頁)」
 判例時報一四三九号(判例評論四〇八号) 平成 五年 二月
- 「刑事訴訟法(二) 訴訟能力の欠如と起訴状謄本の送達・公判手続の停止——大阪高判平成七年二月七日高
 刑集四八卷三三〇一九九頁」
 『平成八年度重要判例解説』(ジュリスト一一一三三号) 平成 九年 六月
- 「(二四) 令状による差押え(一)——範圍——最小一判昭和五一年一月一八日判時八三七号一〇四頁」
 松尾浩也・井上正仁〔編〕『刑事訴訟法判例百選(第七版)』所収
 有斐閣 平成一〇年 八月
- 「最新重要判例評釈(三九) 強制採尿令状到着までの間の有形力行使の適法性が問題とされた事例——広島高
 判平成一一年一〇月二六日判時一七〇三三〇一七三頁」
 現代刑事法二卷一二号 平成一二年一二月
- 「最新重要判例評釈(一〇三) 搜索差押許可状の提示に先立ってホテル客室のドアをマスターキーで開けて入

室した措置が適法とされた事例——最小二決平成一四年一〇月四日刑集五六卷八号五〇七頁、判時一八〇二号一五八頁、判タ一一〇七号二〇三頁」

現代刑事法六卷一號

平成一六年 一月

●「判例評論 最新判例批評（五六）一 逮捕当日に採取された被疑者の尿に関する鑑定書の証拠能力が逮捕手続に重大な違法があるとして否定された事例

二 捜索差押許可状の発付に当り疎明資料とされた被疑者の尿に関する鑑定書が違法収集証拠として証拠能力を否定される場合において同許可状に基づく捜索により発見押収された覚せい剤等の証拠能力が肯定された事例（最小二判平成一五年二月一四日刑集五七卷二号一二一頁）」

判例時報一八五五号（判例評論五四五号）

平成一六年 七月

●「判例評釈」一 警察官がホテル客室に赴き宿泊客に対し職務質問を行った際、ドアが占められるのを防止した措置が適法とされた事例

二 警察官がホテルの客室において宿泊客を制圧してから所持品検査を行って発見した覚せい剤について証拠能力が肯定された事例（覚せい剤取り締まり法違反被告事件）——最小一決平成一五年五月二六日刑集五七卷五号六二〇頁」

法学新報一一一巻三・四号

平成一六年一〇月

●「（七八）約束による自白——最小二判昭和四一年七月一日刑集二〇卷六号五三七頁」

井上正仁（編）『刑事訴訟法判例百選（第八版）』所収

有斐閣

平成一七年 三月

- 「刑事裁判例批評（五七）被疑者方居室に対する搜索差押許可状により同居室を搜索中に被疑者あてに配達され、同人が受領した荷物について同許可状に基づき搜索することの可否——最小一決平成一九年二月八日刑集六一巻一号一頁」

刑事法ジャーナル九号

平成一九年一〇月

五・翻訳

- A・S・ゴールドシュテイン〔著〕≡渥美東洋〔監訳〕『控えめな裁判所——検察官の裁量と有罪答弁』（椎橋隆幸ほかとの共訳）

中央大学出版会

昭和六〇年 七月

六・その他

- 「自動車利用犯罪への手続面からの対策」

日本犯罪社会学会第一四回大会口頭報告

昭和六二年一〇月

- 「（書評）大野正男≡渡辺保夫〔編〕『刑事裁判の光と陰——有罪率九九%の意味するもの』有斐閣（一九八九年）」

文明五九号

平成 二年 八月

- 「積極的な双方向授業を目指す」

大学教育研究一〇号

平成一三年 三月

● 「大津事件」、「合議」、「公判廷」、「公平な裁判所」、「児島惟謙（人）」、「裁定合議」、「裁判権」、「裁判の告知」、「三審制度」、「司法権の独立」、「書記官」、「訴訟費用」、「速記」、「法曹一元」及び「法定合議」
三井誠ほか〔編〕『刑事法辞典』所収

信山社

平成一五年 三月

以上